

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○県税等の収納事務の委託	(税 務 課)	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	五
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	六
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	六
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(農林水産経営支援課)	七
○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正	(同)	七
○農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の承認	(農業振興課)	七
○土地改良区の解散の認可	(農村振興課)	八
○道路の区域決定	(道 路 課)	八
○道路の区域変更	(同)	八
○道路の供用開始	(同)	八
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	八
○土地改良区役員の住所変更の届出	(東部地方振興事務所)	九
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	一〇

公 告

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正
監査委員
一〇

○財政的援助団体等監査結果に対する措置の公表
一〇

告 示

○宮城県告示第五百五十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八十八条の二第一項の規定により、県税等の収納事務を平成二十六年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十六年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託した税目

1 納税通知書、納付書、督促状、催告書及び減額通知書により徴収する次の税目

個人の事業税

不動産取得税

自動車税

鉾区税

2 納付額又は納入額が確定した徴収金について、納付書、督促状及び催告書により徴収する次の

税目

法人の県民税

県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割

法人の事業税(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の規定により法人の事業税の例によることとされる地方法人特別税を含む。)

県たばこ税

ゴルフ場利用税

自動車取得税

軽油引取税

産業廃棄物税

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第九号)附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特別地方消費税

地方税法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第一百十号)附則第八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる料理飲食等消費税

二 委託の相手方

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二十三番二十号 株式会社セディナ
 東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グロースチエン株式会社
 愛知県名古屋市中区栄一丁目七番三十四号 株式会社ココストア
 愛知県稲沢市天池五反田町一番地 株式会社サークルKサンクス
 神奈川県横浜市中区日本大通十七番地 株式会社スリーエフ
 北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート
 群馬県前橋市亀里町九百番地 株式会社セーブオン
 東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブンイレブン・ジャパン
 東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社
 東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ファミリーマート
 茨城県土浦市小松二丁目十三番一号 株式会社ココストアイースト
 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポブラ

東京都千代田区神田錦町一丁目一番地 ミニストップ株式会社
 東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン
 三 委託期間
 平成二十六年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで
 ○宮城県告示第五百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十六年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療舎ヘルパーステーション	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	医療法人財団五倫会	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	平成二十六年五月十五日

二 訪問入浴介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
アサヒサンククリン在宅介護センター大河南	柴田郡大河南町新東九十二番地八	アサヒサンククリン株式会社	静岡県静岡市葵区栄町四一十	平成二十六年四月一日
アサヒサンククリン在宅介護センター巨理	巨理郡巨理町中町東百九十一佐々木第一ビル一〇二	アサヒサンククリン株式会社	静岡県静岡市葵区栄町四一十	平成二十六年四月一日

三 訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療舎訪問看護ステーション	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	医療法人財団五倫会	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	平成二十六年五月十五日

四 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
柴田薬局	柴田郡柴田町槻木下町二一八一	メディカルワーク株式会社	仙台市太白区長町南四一ー二十	平成二十六年四月二十一日
仙台調剤大河原店	柴田郡大河原町住吉町九一七	シップヘルスケアファーマ	仙台市泉区泉中央一丁目七番地一	平成二十六年五月一日
仙台調剤薬局気仙沼店	気仙沼市松崎壹百二十一ー一	シップヘルスケアファーマ シー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央一丁目七番地一	平成二十六年四月一日
サン調剤薬局	栗原市一迫真坂字清水町田五一二	株式会社MSP	栗原市一迫真坂字清水町田五一二	平成二十六年六月一日

五 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
キング・D・サービス	刈田郡蔵王町大字曲竹字神西四番地四	株式会社信成堂	刈田郡蔵王町大字曲竹字神西五番地二	平成二十六年六月一日
通所介護事業所ZEN	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山五番地十二	株式会社笑楽	多賀城市大代三丁目六番三十四一五号	平成二十六年四月十五日
デイサービス松島マミーホーム	宮城郡松島町松島字東浜四番地	有限会社マミーホーム	宮城郡松島町松島字東浜四番地	平成二十六年五月一日
スマイルマミー	宮城郡松島町松島字東浜四番地	有限会社マミーホーム	宮城郡松島町松島字東浜四番地	平成二十六年五月一日
介護舎デイサービスセンター	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	医療法人財団五倫会	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	平成二十六年五月十五日
デイサービスセンター花つつみ	栗原市若柳字川南堤通十三番地四	株式会社レジリエンス	栗原市若柳字川南堤通十三番地四	平成二十六年五月一日
デイサービス悠久	大崎市田尻字町百五番地一	合同会社悠久	大崎市田尻字町百五番地一	平成二十六年四月七日

六 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム愛光園	栗原市栗駒岩ヶ崎三島二百五十五番地	社会福祉法人栗駒峰寿会	栗原市栗駒岩ヶ崎三島二百五十五番地	平成二十六年四月一日

七 居宅介護支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
--------	---------	--------	---------	-------

居宅介護支援事業所ZEN	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山五番地十二	株式会社笑楽	多賀城市大代三丁目六番三十四一五号	平成二十六年四月十五日
マミーホーム居宅介護支援事業所	宮城郡松島町松島字東浜四番地	有限会社マミーホーム	宮城郡松島町松島字東浜四番地	平成二十六年五月一日
きんもくせい	石巻市流留赤坂前一番地一コーポけやき一〇三	有限会社石巻家	牡鹿郡女川町黄金町七十番地	平成二十六年五月一日

八 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療舎ヘルパーステーション	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	医療法人財団五倫会	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	平成二十六年五月十五日

九 介護予防訪問入浴介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
アサヒサンクリーン在宅介護センター大原	柴田郡大原町新東九十二番地八	アサヒサンクリーン株式会社	静岡県静岡市葵区栄町四一十	平成二十六年四月一日
アサヒサンクリーン在宅介護センター巨理	巨理郡巨理町中町東百九十一佐々木第一ビル一〇二	アサヒサンクリーン株式会社	静岡県静岡市葵区栄町四一十	平成二十六年四月一日

十 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療舎訪問看護ステーション	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	医療法人財団五倫会	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	平成二十六年五月十五日

十一 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
仙台調剤大原店	柴田郡大原町住吉町九一七	シッパヘルスケアファーマシー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央一丁目七番地一	平成二十六年五月一日
仙台調剤薬局気仙沼店	気仙沼市松崎萱百二十一	シッパヘルスケアファーマシー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央一丁目七番地一	平成二十六年四月一日
サン調剤薬局	栗原市一迫真坂字清水町田五一二	株式会社MSP	栗原市一迫真坂字清水町田五一二	平成二十六年六月一日

十二 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
キング・D・サービス	刈田郡蔵王町大字曲竹字神西四番地四	株式会社信成堂	刈田郡蔵王町大字曲竹字神西五番地二	平成二十六年六月一日
通所介護事業所ZEN	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山五番地十二	株式会社笑楽	多賀城市大代三丁目六番三十四一五号	平成二十六年四月十五日
デイサービス松島マミーホーム	宮城郡松島町松島字東浜四番地	有限会社マミーホーム	宮城郡松島町松島字東浜四番地	平成二十六年五月一日
スマイルマミー	宮城郡松島町松島字東浜四番地	有限会社マミーホーム	宮城郡松島町松島字東浜四番地	平成二十六年五月一日
介護舎デイサービスセンター	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	医療法人財団五倫会	塩竈市清水沢四丁目三十七番二十号	平成二十六年五月十五日
デイサービスセンター花つつみ	栗原市若柳字川南堤通十三番地四	株式会社レジリエンス	栗原市若柳字川南堤通十三番地四	平成二十六年五月一日
デイサービス悠久	大崎市田尻字町百五番地一	合同会社悠久	大崎市田尻字町百五番地一	平成二十六年四月七日

十三 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム愛光園	栗原市栗駒岩ヶ崎三島二百五十五番地	社会福祉法人栗駒峰寿会	栗原市栗駒岩ヶ崎三島二百五十五番地	平成二十六年四月一日

○宮城県告示第五百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	ヘルスケアアショッパンぶきん倶楽部	石巻市蛇田字新金沼三百六十三番地	石巻市丸井戸三丁目三番八号	ばんぶきん株式会社	石巻市丸井戸三丁目三番八号	平成二十六年五月十日
		石巻市恵み野二丁目十番地十六				

新	旧	新	旧
	つばさ薬局玉川店		ばんぶきん介護センター石巻西部 ステーション
	塩竈市玉川一丁目五―十二	石巻市恵み野二丁目十番地十六	石巻市蛇田字新金沼三百六十三番地
	塩竈市玉川一丁目五―十六		石巻市丸井戸三丁目三番八号
		有限会社みやぎ保健企画	
		仙台市太白区長町四丁目三―二十六	
			平成二十六年五月十日
			平成二十五年十月十五日

○宮城県告示第五五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
デイサービス松島マミーホーム	宮城県松島町松島字東浜四番地	有限会社マミーホーム	通所介護 介護予防通所介護	平成二十六年四月三十日
きんもくせい	牡鹿郡女川町鷲神浜字荒立一番地三	有限会社石巻家	居宅介護支援	平成二十六年四月三十日

○宮城県告示第五五十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十六年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五―一五〇〇六八〇	児童発達支援センター いりんこのほっぺ 大崎市古川福沼二丁目十八番二十七号	児童発達支援	社会福祉法人 宮城厚生福祉 会	平成二十六年 六月一日
	放課後等デイサービス 大崎市古川福沼二丁目十八番二十七号	放課後等デイサービス		

○宮城県告示第五五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

目十八番二十七号	保育所等訪問支援
大崎市古川福沼二丁目十八番二十七号	保育所等訪問支援

事業所番号 〇四一一五〇〇六九七	事業所の名称及び所在地 多機能型就労支援事業所として古川大崎市古川福沼二丁目十八番二十七号	指定障害福祉サービスの種類 就労移行支援 A 就労継続支援 B 型 就労継続支援 B	設置者名 社会福祉法人宮城厚生福祉会	指定年月日 平成二十六年六月一日
---------------------	--	--	-----------------------	---------------------

○宮城県告示第五百五十八号

漁業災害補償法（昭和三十三年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 宮城県第百九十一加入区	区域 平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業共済に係る加入区の設定で告示された宮城県漁業協同組合の石巻湾支所の地区	同意成立の届出年月日 平成二十六年六月六日	発起人の住所及び氏名 石巻市渡波字祝田の巷六十九一 高橋 文生 石巻市塩富町一丁目三十二 青木 英文	養殖業の種類 漁業災害補償法施行令（昭和二十九政令第二百九十三号）第十九条の四に規定する特定かき養殖業	区域内特定養殖業者数 五十九人
--------------------	--	--------------------------	--	--	--------------------

○宮城県告示第五百五十九号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業共済に係る加入区の設定の一部を次のように改正し、平成二十六年六月二十日から施行する。

平成二十六年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百二十五条の二に掲げる漁業（特定かき養殖業）の表中

宮城県第166加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち福貴屋敷の区域
宮城県第167加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち土手の区域

宮城県第168加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち小田浜の区域
宮城県第169加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち鹿立屋敷の区域
宮城県第170加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち狐崎屋敷の区域
宮城県第171加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち道ノ上、清水、柳沢の区域
宮城県第172加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち牧屋敷の区域
宮城県第173加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち福貴道の区域
宮城県第174加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち竹浜道の区域
宮城県第175加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち竹屋敷の区域
宮城県第176加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち竹屋敷の区域

宮城県第166加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち福貴屋敷、土手、小田浜の区域
宮城県第169加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち鹿立屋敷の区域
宮城県第170加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち狐崎屋敷、道ノ上、清水、柳沢の区域
宮城県第172加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち牧屋敷、福貴道、竹浜道の区域
宮城県第175加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち竹屋敷、竹屋敷の区域

改める。

○宮城県告示第五百六十号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地中間管理機構の事業の特例事業の実施に関する規程を承認した。

平成二十六年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農地中間管理機構の事業の特例事業を実施する者の名称及び住所
公益社団法人みやぎ農業振興公社

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

二 農地中間管理機構の事業の特例事業の実施地域

宮城県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）の区域

三 農地中間管理機構の事業の特例事業の種類

- 1 農地売買等事業（法第七条第一号に規定する事業をいう。）
- 2 農地売渡信託等事業（法第七条第二号に規定する事業をいう。）
- 3 農業生産法人出資育成事業（法第七条第三号に規定する事業をいう。）
- 4 研修等事業（法第七条第四号に規定する事業をいう。）

平成二十六年六月五日

○宮城県告示第五百六十一号

大和町吉田土地改良区の解散について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、平成二十六年六月十六日認可した。

平成二十六年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 丸森霊山線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
伊具郡丸森町大館三丁目一一二番地先から同郡同町字町東七四番地先まで	八・〇 二二・五	一、〇八一・七	一般国道一一三号線との重複により供用開始があったものとみなす

○宮城県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
栗原市志波姫北郷糠塚前八一番一地从先から同市志波姫北郷糠塚四九番地先まで	九・二 九・五	九・二 一一・五		五七・七

○宮城県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	栗原市志波姫北郷糠塚前八一番一地从先から同市志波姫北郷糠塚四九番地先まで	平成二十六年六月二十日

○宮城県告示第五百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、涌谷町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年六月二十日

一 就任した者

宮城県北部地方振興事務所
所 長 宮 崎 博 之

平成二十六年六月七日	小野寺 衛	遠田郡浦谷町字三十軒屋敷三番地	理事
平成二十六年六月七日	佐藤 謙次郎	遠田郡浦谷町猪岡短台字大谷地十三番地十	理事
平成二十六年六月七日	及川 孝敏	遠田郡浦谷町下郡字八幡二十三番地	理事
平成二十六年六月七日	大川 順也	遠田郡浦谷町猪岡短台字迫二 三十三番地	理事
平成二十六年六月七日	菊池 久	遠田郡浦谷町小塚字清水山二十五番地	理事
平成二十六年六月七日	廣瀬 好美	遠田郡浦谷町字花勝山石坂道東二号八番地	理事
平成二十六年六月七日	櫻井 幸雄	遠田郡浦谷町字長柄町二十九番地一	理事
平成二十六年六月七日	黒田 千秋	遠田郡浦谷町小塚字中野二 四十二番地	理事
平成二十六年六月七日	及川 恭一	遠田郡浦谷町字中島甲四十八番地	理事
平成二十六年六月七日	佐藤 和治	遠田郡浦谷町猪岡短台字短台三十一番地	理事
平成二十六年六月七日	山崎 信夫	遠田郡浦谷町吉住字馬追畑五十六番地四	監事
平成二十六年六月七日	大平 勇	遠田郡浦谷町字表桜町六十二番地	監事
平成二十六年六月七日	末永 寛	遠田郡浦谷町浦谷字追波北五十二番地	監事

二 退任した者

平成二十六年六月六日	佐藤 謙次郎	遠田郡浦谷町猪岡短台字大谷地十三番地十	理事
平成二十六年六月六日	小野寺 衛	遠田郡浦谷町字三十軒屋敷三番地	理事

平成二十六年六月六日	大平 勇	遠田郡浦谷町字表桜町六十二番地	理事
平成二十六年六月六日	及川 孝敏	遠田郡浦谷町下郡字八幡二十三番地	理事
平成二十六年六月六日	大川 順也	遠田郡浦谷町猪岡短台字迫二 三十三番地	理事
平成二十六年六月六日	只野 孝也	遠田郡浦谷町猪岡短台字短台二番地	理事
平成二十六年六月六日	菊池 久	遠田郡浦谷町小塚字清水山二十五番地	理事
平成二十六年六月六日	木村 正義	石巻市北村字大沢堤八十八番地	理事
平成二十六年六月六日	廣瀬 好美	遠田郡浦谷町字花勝山石坂道東二号八番地	理事
平成二十六年六月六日	櫻井 幸雄	遠田郡浦谷町字長柄町二十九番地一	理事
平成二十六年六月六日	黒田 千秋	遠田郡浦谷町小塚字中野二 四十二番地	理事
平成二十六年六月六日	高橋 俊英	遠田郡浦谷町字追畑三番地	理事
平成二十六年六月六日	高成 盛	遠田郡浦谷町字中島甲十九番地一	監事
平成二十六年六月六日	山崎 信夫	遠田郡浦谷町吉住字馬追畑五十六番地四	監事
平成二十六年六月六日	末永 寛	遠田郡浦谷町浦谷字追波北五十二番地	監事

○宮城県告示第五百六十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、石巻市蛇田土地改良区役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十六年六月二十日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 正 木 毅

役職名	氏 名	変 更 後	氏 名	変 更 前
	住 所	住 所	住 所	住 所

公 告

理 事

齊藤宏一郎

石巻市蛇田字新大坪百六十
一 番地一

齊藤宏一郎

石巻市恵み野四丁目三番地
三

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年六月二十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市三色吉字亀百二十八番及び百二十九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区中央三丁目六番二十二号

株式会社いぶきエステート

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年六月二十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字中田六番、八番、九

番一、十番、十二番二、十三番、十四番、十七番、

十八番、十九番、二十番、二十一番、二十二番、

二十三番一、二十五番一、二十六番一、二十七番、

二十八番、二十九番一、三十一番一、三十一番二

の一部、三十五番、三十六番一、三十六番二の一

部、三十七番、三十九番、四十番、四十三番、四

十六番一の一部、四十六番二の一部、四十七番の

一部、四十八番一の一部、四十九番一、四十九番

二、五十四番一、五十四番二の一部、五十五番、

五十六番一、五十六番二の一部、八十八番一、八

十八番二の一部、九十番、九十一番、九十五番、

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

九十八番、百一番の一部、二十七番地先の道、八十八番一地先の道及び同字久保百八十四番の一部、百八十六番の一部

七ヶ浜町

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年六月二十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩竈市浦戸野々島字河岸四十八番二及び四十八

番三並びに四十八番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

塩竈市

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十一号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

登米林業活動センターの項及び南方大岳生活改善センターの項を削り、登米総合体育館の項の次に次のように加える。

登米市立旧嵯峨立小学校

同 市東和町錦織字岩ノ沢一五〇番地

監査委員

○宮城監選管監示第六号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により公表する。

平成26年6月20日

報 告 書

<p>宮城県監査委員 安 部 孝 孝 宮城県監査委員 ゆ さ み ゆ き 宮城県監査委員 遊 佐 勘 左 衛 門 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子</p>	<p>めており、一定の成果を上げている。 果としては、更に必要に応じて法的措置への移行を検討しながら、全額回収に向け、定期的に進捗状況を把握し、今後も収納促進に努めるよう指導した。 平成25年度回収額：26,103千円 (うち和解による欠損金 13,747千円)</p>
<p>1 監査委員の報告日 平成26年3月27日 2 通知のあった日 平成26年5月30日 3 監査委員の報告内容及び措置の内容</p>	<p>法的措置 1件 (ロ) 会計年度の期間と一致した適切な収益計上について指導を行い、その結果、平成25年度で改善されたことを確認した。</p>
<p>(1) 団体名 株式会社仙台港貿易促進センター イ 監査委員の報告の内容 期末において欠損金が認められたので、経営改善を図る必要がある。 ロ 措置の内容 同社の損失計上の主因であった仙台港国際ビジネスサポートセンター事業(通称「アークセル」：県企業局と合築)については、県が同社持分を買収し権利を一元化したのち、東日本大震災からの災害復旧工事を行い、今後は県有施設として更なる利活用を図ることとした。この方針に従い、同社は平成25年3月をもってアークセル事業から撤退し、堅調な仙台国際貿易物流ターミナル事業に経営資源を集中する合理化策を進めている。</p>	<p>(3) 団体名 仙台エアカーゴターミナル株式会社 イ 監査委員の報告の内容 期末において欠損金が認められたので、経営改善を図る必要がある。 ロ 措置の内容 繰越欠損金を縮小するため、平成25年度においても事務費の見直しなどの歳出コスト削減を指示し、同社としても全ての支出についてコストの見直しを行う等の努力をしたものの、多額の修繕費等が発生したため、当該年度の経常損益はマイナスとなった。最終的な当期純利益は、中小企業等グループ施設等復旧整備事業補助金の受入により生じた特別利益により、約4,800万円の黒字を計上する見込みとなっている。(平成24年度は約570万円の黒字)</p>
<p>このため、同社の経営は平成24年度決算から単年度黒字に転じており、今後、累積損失は徐々に解消していく見込みである。県としては、当面は現在の事業を継続しながら、逐次組織体制を見直す等の更なる経営努力を重ねることで、累積損失解消の加速化を図るよう指導している。なお、同社は本社機能をアークセルから物流ターミナル内に移転するとともに、人員削減(社員2人減(4人→2人))等の組織スリム化を行ったことを確認した。</p>	<p>また、収入確保に向け、貨物関係者のみならず一般の人にも分かりやすい情報を発信するよう指導したことにより、新たにホームページを立ち上げる等、利用者に対する同社の存在認識を高める努力をしており、平成26年度においては、引き続き経常費のコスト削減を指示するとともに、売上収入を震災以前の水準まで回復させることを目指して、輸出入貨物の増加に向けたい支援・指導等を行う。</p>
<p>(2) 団体名 公益社団法人みやぎ農業振興公社 イ 監査委員の報告の内容 (イ) 農地保有合理化関連事業において、未収金縮減に努力しているものの、なお多額の延滞未収金が認められたので、引き続き収納促進に努める必要がある。 (ロ) 収益の期間対応に不適切なものが認められたので、改善する必要がある。 コ 措置の内容 (イ) 長期未収金については債権管理簿を作成し、個別に案件を管理しながら未収金の回収に努</p>	